

一般財団法人石油エネルギー技術センター  
技術基準作成基本方針（案）

制定 平成24年3月28日

1. 技術基準の作成目的

一般財団法人石油エネルギー技術センター（以下「センター」という。）は、圧縮水素スタンドに係る圧縮水素等の取扱い及びこれらに係る設備、施設等の設計、施工、維持管理等並びに容器の製造、設計、試験、検査等に関する保安を推進するために、関係業界のニーズを踏まえつつ、最新の技術的知見等に基づく技術基準の制定及び改正を行うこととする。

2. 技術基準の体系

センターの技術基準は、次の（1）から（3）までとする。

（1）規格（JPEC-Standards）

技術的な定義、指導、規則又は特性を記した文書であり、その内容により次の2種類に分類する。

①基準

遵守すべき要求事項を示したもの

②指針

守ることが望まれる事項を示したもの

（2）質疑応答・運用解釈（JPEC-Interpretations）

規格等に対して寄せられた質問に関する回答及び規格等の運用解釈

（3）技術文書（JPEC-Technical Documents）

（1）及び（2）以外で、次のもの

①技術的な成熟度その他の点で、十分なコンセンサスに達する段階には至っていない規格案であって、将来的に制定が期待されるもの

②規格等の作成根拠に関する技術調査報告書等

3. 技術基準の制定活動

（1）技術基準の制定、改正又は廃止の可否を審議し、3ヶ年計画としてとりまとめ、当該3ヶ年計画の進捗状況を毎年確認することとする。

（2）各技術基準は、制定、改正又は確認の日から少なくとも5年を経過するまでに最新の技術的知見に基づいたものか等の全体的な確認を行うこととする。

（3）制定した規格等の質疑応答、運用解釈を必要に応じて作成することとする。

（4）他の標準化団体等との協力を密にし、共同規格の制定に積極的に取り組

んで行くこととする。

- (5) 技術基準の制定又は改正に際しては、関連する海外及び国内の法令、規格、基準等について調査、検討し、整合性に十分配慮することとする。

#### 4. 規格基準分科会の所掌範囲

技術基準の調査審議は、その内容に応じ、別添1に示す分野毎に応じて設ける規格基準分科会が所掌する。

#### 5. 技術基準の調査審議に関わる委員会等

##### (1) 構成

高圧ガスの保安に関する技術的な事項に関し学識経験を有するものによって構成し、決められた業種バランスを考慮したものであること。

##### (2) 審議の原則

公正、公平、公開を原則に、決められた手順に従って審議を行うこと。

##### (3) 委員倫理の遵守

技術基準の調査審議に関わる全ての者（以下「委員等」という。）には、専門家としての名誉にかけて、公共の安全の確保のため偏見なく、忠実、かつ、正直に知識及び技術を発揮することを求める。具体的には別添2の委員等倫理心得に従い行動することを求める。

#### 6. 技術基準の制定及び改廃責任

センター理事長は、技術基準に係る規格基準委員会及び規格基準分科会の答申を受け、技術基準として制定又は改廃するものとする。

#### 7. 技術基準の普及促進

制定又は改正した技術基準の普及及び利用の促進は、次の(1)から(4)までによる。

##### (1) 印刷物の発行

##### (2) センターホームページ等への掲載

##### (3) 講習会又は説明会等の開催

##### (4) その他普及及び利用の促進のため必要と判断されるもの

#### 8. その他

前項までに規定する事項の実施に際しては、センターが別に定める規程類に従い実施することとする。

#### 附則

この基本方針は、平成24年3月1日から実施する。

別添1

分野	分野に対応する 主たる法律・規則	技術基準の所掌範囲
1. 保安検査	高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則 コンビナート等保安規則	水素スタンドの保安検査基準 定期自主検査指針 その他
2. 移動容器	高圧ガス保安法 容器保安規則	圧縮水素運送自動車用容器の技術基準 圧縮水素運送自動車用付属品の技術基準 その他
3. 高圧ガス	高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則 コンビナート等保安規則 労働安全衛生法	圧縮水素充填技術基準 ディスペンサー周辺の防爆基準 圧縮水素スタンド安全技術基準 充填ホース技術基準 その他
4. その他	高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則 コンビナート等保安規則 消防法 危険物の規制に関する政令 危険物の規制に関する規則	改質装置技術基準等 その他

## 別添2

### 委員等倫理心得

委員等は、以下の事項を遵守しなくてはならない。

#### (専門性の保持)

第1条 委員等は、自己の専門的知識と技術的良心に基づいて技術基準の作成に貢献すると共に、専門分野の技術力向上に絶えず努めなければならない。

#### (中立性の確保)

第2条 委員等は、公共の安全の確保を最優先に考えなければならない。

2 委員等は、専門家として中立的立場で行動し、関係者の利害関係の相反の回避に努めなければならない。

#### (秘密保持義務等)

第3条 委員等又は委員等にあった者は、技術基準の作成等に関して知得した秘密を漏らしたり盗用したりしてはならない。また、それらの秘密を個人的な目的のために使用してはならない。

2 委員等は、各々の委員会等の承認なしに委員会等の名称を使い、委員会等の意見を公表してはならない。

#### (品位の保持)

第4条 委員等は、強い責任感をもって、その名誉を汚す行為を慎まなくてはならない。